

議案第 39 号

八幡浜市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例

八幡浜市民スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 34 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同  
表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すよう  
に改正する。

改正後							改正前							
別表第1 体育館利用料金 (1) 団体利用の場合							別表第1 体育館利用料金 (1) 団体利用の場合							
利用時間利用区分		9時—12時	12時—17時	17時—21時	1時間当たり及び超過時間1時間当たり	備考	利用時間利用区分		9時—12時	12時—17時	17時—21時	1時間当たり及び超過時間1時間当たり	備考	
メインアリーナ	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	2,890円	4,780円	4,780円	1,280円	1 (略) 2 メインアリーナの冷暖房の使用料は、最初の1時間は <u>2,040円</u> を徴収する。1時間を超えて利用する場合は、1時間当たり <u>1,020円</u> を徴収する。片面のみ利用する場合は、当該金額をそれぞれ半額とする。 3 (略) 4 音響設備の使用料は、1回 <u>520円</u> を徴収する。 5 (略)	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	2,840円	4,690円	4,690円	1,260円	1 (略) 2 メインアリーナの冷暖房の使用料は、最初の1時間は <u>2,000円</u> を徴収する。1時間を超えて利用する場合は、1時間当たり <u>1,000円</u> を徴収する。片面のみ利用する場合は、当該金額をそれぞれ半額とする。 3 (略) 4 音響設備の使用料は、1回 <u>510円</u> を徴収する。 5 (略)
		入場料を徴収するとき (B)	8,330円	14,090円	14,520円	3,640円			入場料を徴収するとき (B)	8,180円	13,830円	14,260円	3,570円	
	プロスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	22,640円	37,700円	44,850円	11,220円		プロスポーツ	入場料を徴収しないとき (A)	22,230円	37,010円	44,030円	11,020円	
		入場料を徴収するとき (B)	45,270円	75,400円	90,130円	22,530円			入場料を徴収するとき (B)	44,450円	74,030円	88,490円	22,120円	
	スポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (A)	23,710円	38,770円	45,920円	12,250円		スポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (A)	23,280円	38,060円	45,080円	12,030円	
		入場料を徴収するとき (B)	47,410円	77,520円	92,270円	24,660円			入場料を徴収するとき (B)	46,550円	76,110円	90,590円	24,210円	

サブアリーナ	アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない とき (A)	430円	850円	850円	220円	1 (略) 2 音響設備の 使用料は、1 回 <u>520円</u> を徴 収する。 3 (略)	
		入場料 を徴収 する とき (B)	1,710 円	3,410 円	3,410 円	860円		
	プロス ポーツ	入場料 を徴収 しない とき (A)	4,050 円	6,830 円	6,830 円	1,710 円		
		入場料 を徴収 する とき (B)	8,110 円	13,660 円	14,090 円	3,530 円		
	スポー ツ以外 のもの	入場料 を徴収 しない とき (A)	4,580 円	7,360 円	7,360 円	2,240 円		
		入場料 を徴収 する とき (B)	9,180 円	14,730 円	15,160 円	4,580 円		
	会議室		320円	640円	640円	210円		

(2) 個人利用の場合

利用区分		利用料金			備考
トレーニング ルーム 体力測定室	一般及び 高校生以 上	普通	1人	1回 210円	1 定期券 1箇月 <u>4,270円</u>
		回数券	11枚綴	<u>2,130円</u>	
サブアリーナ	一般及び高校生以上		1人	1回 100円	定期券 1箇月

サブアリーナ	アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない とき (A)	420円	830円	830円	220円	1 (略) 2 音響設備の 使用料は、1 回 <u>510円</u> を徴 収する。 3 (略)	
		入場料 を徴収 する とき (B)	1,680 円	3,350 円	3,350 円	840円		
	プロス ポーツ	入場料 を徴収 しない とき (A)	3,980 円	6,710 円	6,710 円	1,680 円		
		入場料 を徴収 する とき (B)	7,960 円	13,410 円	13,830 円	3,470 円		
	スポー ツ以外 のもの	入場料 を徴収 しない とき (A)	4,500 円	7,230 円	7,230 円	2,200 円		
		入場料 を徴収 する とき (B)	9,010 円	14,460 円	14,880 円	4,500 円		
	会議室		310円	630円	630円	210円		

(2) 個人利用の場合

利用区分		利用料金			備考
トレーニング ルーム 体力測定室	一般及び 高校生以 上	普通	1人	1回 210円	1 定期券 1箇月 <u>4,190円</u>
		回数券	11枚綴	<u>2,090円</u>	
サブアリーナ	一般及び高校生以上		1人	1回 100円	定期券 1箇月

ランニングコース	中学生以下	1人 1回 50円	一般及び高校生 <u>2,130円</u> 中学生以下 <u>1,060円</u> (サブアリーナを除く。)
教室利用の場合	1人 1箇月間 <u>5,340円</u> 以内		

別表第2

温水プール利用料金

区分	利用料金	備考	
全面利用の場合	2時間につき <u>16,020円</u>		
個人利用の場合	1時間につき 中学生以下 100円 高校生 150円 大人 210円	定期券 1箇月 中学生以下 <u>2,130円</u> 高校生 <u>3,200円</u> 大人 <u>4,270円</u>	就学前児の利用については、保護者同伴の場合に限る。
		回数券 11枚綴 中学生以下 <u>1,060円</u> 高校生 <u>1,590円</u> 大人 <u>2,130円</u>	
教室利用の場合	週1回コース <u>4,270円</u>		
	週2回コース <u>5,340円</u>		
	週3回コース <u>6,400円</u>		
	週4回コース <u>7,470円</u>		
	その他のコース <u>11,430円</u> 以内		

ランニングコース	中学生以下	1人 1回 50円	一般及び高校生 <u>2,090円</u> 中学生以下 <u>1,040円</u> (サブアリーナを除く。)
教室利用の場合	1人 1箇月間 <u>5,240円</u> 以内		

別表第2

温水プール利用料金

区分	利用料金	備考	
全面利用の場合	2時間につき <u>15,730円</u>		
個人利用の場合	1時間につき 中学生以下 100円 高校生 150円 大人 210円	定期券 1箇月 中学生以下 <u>2,090円</u> 高校生 <u>3,140円</u> 大人 <u>4,190円</u>	就学前児の利用については、保護者同伴の場合に限る。
		回数券 11枚綴 中学生以下 <u>1,040円</u> 高校生 <u>1,560円</u> 大人 <u>2,090円</u>	
教室利用の場合	週1回コース <u>4,190円</u>		
	週2回コース <u>5,240円</u>		
	週3回コース <u>6,280円</u>		
	週4回コース <u>7,330円</u>		
	その他のコース <u>11,220円</u> 以内		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市民スポーツセンター条例(次項において「新条例」という。)別表第1及び別表第2(同項に掲げる規定を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1中及び別表第2中回数券の項の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る利用料金について適用し、同日前の納期に係る利用料金については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

